

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	医療福祉費の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、医療福祉費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>「水戸市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年水戸市条例第33号)」の規定に従い、妊娠婦、子ども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部の助成を行う。</p> <p>この医療福祉費支給の事務に当たり、「水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」(以下「番号利用条例」という。)の規定により特定個人情報を取り扱う具体的な事務は以下のとおり。</p> <p>①申請者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理を行う。 ②医療福祉費支給対象者の判定を行うために世帯員の課税状況を確認し、受給者証の交付を行う。 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部を支給する。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療助成システム、宛名管理システム、共通基盤システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
医療助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市役所 保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部総務法制課 電話番号 029-232-9116
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 保健医療部国保年金課 電話番号 029-232-9166
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

<選択肢>

[基礎項目評価書及び重点項目評価書]

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	---------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	----------	--

当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	----------	---

判断の根拠	
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案) 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	番号法第19条第9項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	事後	
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(文章追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市區町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(文章追加)	Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1..対象人数	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年12月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年12月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年3月25日	IV リスク対策 8.人手を介入させる作業	—	(追加)	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。